

A9 医師国保と全国健康保険協会管掌健康保険の違いには、以下のようなものがあります。

	医師国保	協会けんぽ
保険者	各都道府県の医師(歯科医師)国民健康保険組合	全国健康保険協会
保険料	各都道府県により異なる	標準報酬月額により算定
		各都道府県により異なる
	扶養家族が増えると保険料が高くなる	扶養家族が増えても保険料は一定
自家診療の可否	否	可
扶養親族となるための所得要件	なし	年収130万円まで
加入	医師国保のみの加入ができる	健康保険のみの加入はできない(厚生年金もセットで加入する必要がある)
保険給付	協会けんぽの方が、傷病手当金などの保険給付事由については手厚い	傷病手当金などの保険給付事由が手厚い
賞与からの保険料の徴収	なし	あり